

【掛川市街なか空き店舗活用事業】

チャレンジBASEなかまち募集要項

第4期募集



【申請先・お問い合わせ先】

掛川市 都市建設部 都市政策課 建築・空き家対策係

住 所：〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

電 話：0537-21-1152 F A X：0537-21-1165

メール：tosiseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

1 事業目的

掛川市では、将来、市内に自分のお店を出店したいと考えている個人・グループ・事業者等のため、商店街の空き店舗を借上げ、「チャレンジBASEなかまち」として整備し、出店者を募集します。

街なかの空き店舗を有効活用し、空き家及び空き店舗の増加の抑制並びに商店街の活性化や賑わいの創出を図ることを目的としています。

2 店舗概要

- (1) 名 称 チャレンジBASEなかまち
(2) 所 在 地 掛川市中町3-21
(3) 店 舗 面 積 全体床面積 66 m²
(4) 募 集 区 画 3区画 (BASE) ※次ページ「レイアウト」参照
(5) 募集区画面積 BASE 1 9 m²
BASE 2 9 m²
BASE 3 3 m²
(6) 備 品 電子レンジ、電子ポット、冷蔵庫
FREE Wi-Fi 有り (お客様優先)

【注意事項】

店舗専用駐車場はございません。近隣の有料駐車場をご利用ください。

※出店者用駐車場はあります。(徒歩5分程度)

3 募集店舗

- (1) 募 集 数 1～3店舗
※複数店舗を同じ方が使用することも可能です。
※1申請者が3店舗を使用する場合は、リーススペースも含めて一括管理していただきます。
- (2) 募集業種 小売り業・サービス業など
※BASE 3はカフェに限定します。
なお、飲食店営業(露店)許可での営業に限ります。
- (3) 出 店 料 月額 1区画につき10,000円(水道、光熱費を含む)
ただし、以下の経費は出店者負担
ア 出店、店舗運営にかかる費用
イ 出店に必要なショーケース等の備品
ウ 退店時における現状復旧に係る費用等
- (4) 出店期間 令和6年7月1日から令和7年3月31日(出退店期間を含む)
- (5) 営業時間 午前6時から午後10時までの時間帯で任意に定める。

4 応募資格

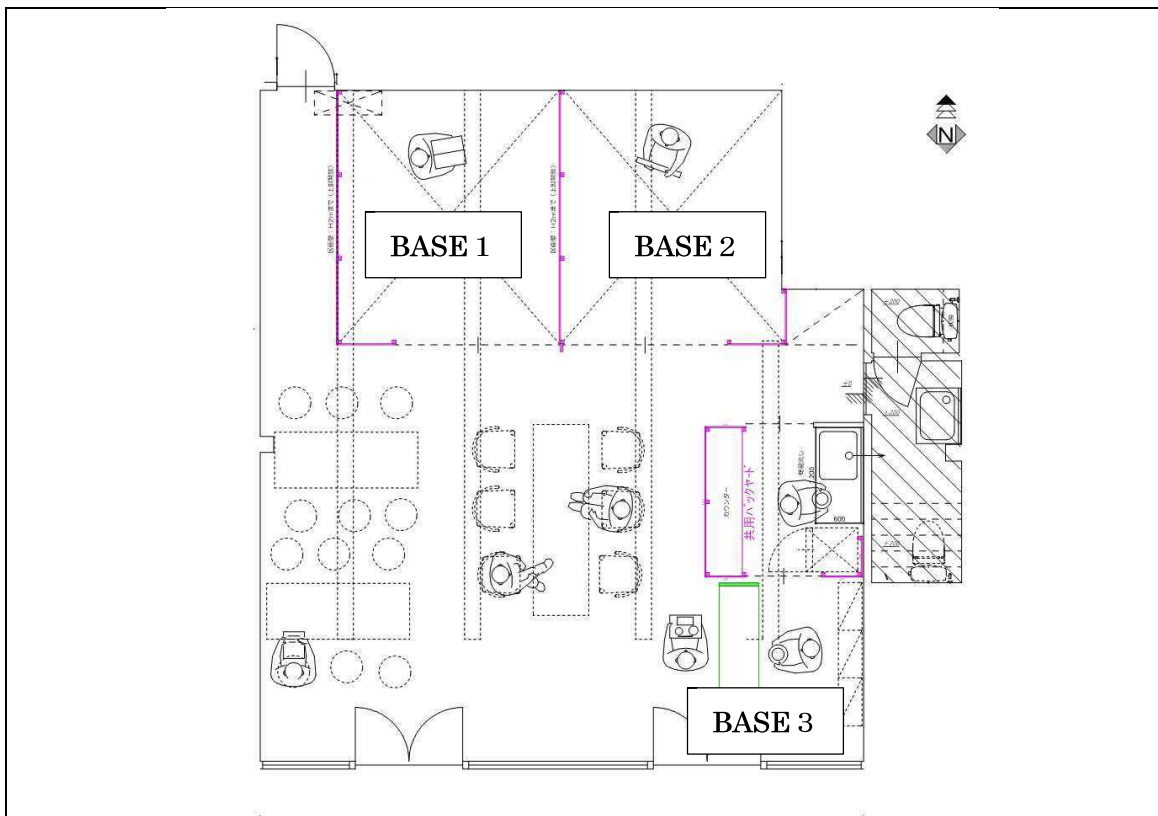
応募対象者は以下の全ての条件を満たした方のみとする。

- ① 将来的に市内で起業・出店の意欲のある個人又は団体（学生も含む）。
- ② 原則として週4日以上、かつ、1日あたり6時間程度の営業ができる者
- ③ 商店街の活性化に寄与して頂ける方
- ④ 他の出店者と協調性がある者


《注意事項》

- ・許認可が必要な業種・事項は出店までに取得すること。
- ・法令・公序良俗に反する事業、政治性又は宗教性のある事業の出店はできません。
- ・騒音・悪臭・振動他、近隣に迷惑となる事業の出店はできません。
- ・原則、火気の使用はできません。（ただし、調理されたものを温める程度のガスコンロ等の使用は可とするため掛川市と出店前に協議すること。）
- ・飲食業については、飲食店営業（露店）許可での営業に限ります。
- ・酒類の提供はできません。
- ・危険物の販売はできません。
- ・店舗、トイレ等の清掃に協力すること。
- ・共有スペース（フリースペース含む。）の管理をしていただきます。
- ・他の出店者の迷惑になる行為があった場合は退店して頂く場合があります。
- ・その他、掛川市の指示に従わない場合は退店して頂く場合があります。

5 店舗レイアウト



6 申込み方法・審査

<p>提出書類</p>	<p>以下の書類を各 1 部提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 使用申請書（様式第 1 号） イ 事業計画書（様式第 1 号別紙） ウ 収支予算書（様式第 2 号） エ 誓約書（様式第 3 号） オ 住民票（申請者が個人である場合に限る。） カ 定款又はこれに準ずるもの（申請者が団体である場合に限る。） キ 学校長からの許可書（申請者が学生等である場合に限る。） ク 保護者の同意書（申請者が未成年者である場合に限る。） ケ 納税証明書（個人又は団体である場合に限る。） コ その他市長が必要と認める書類 <p>※様式は、市ホームページからダウンロードすることができます。右記のQRコードを読み込んでもアクセスできます。</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>https://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/gyosei/docs/217250.html</p>
<p>提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の提出書類を、持参または郵送にて提出してください。 ・持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間にお願いします。
<p>提出先</p>	<p>〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目 1 番地の 1 掛川市 都市建設部 都市政策課 住宅政策室 住まい・空き家対策係（担当 服部、金子）</p>
<p>募集期間</p>	<p>令和 6 年 4 月 1 日（月）～令和 6 年 4 月 30 日（火）必着</p>
<p>審査</p>	<p>(1) 審査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類審査 ・応募者多数の場合は、応募資格を鑑みて掛川市が審査する。 <p>(2) 出店者の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 5 月中旬を予定 ・出店内容・事業計画等について審査を行った上で、出店者を決定します。 ・すべての申込者に対し、審査結果を文書で通知します。